

事業所規模区分の変更と書類提出についての対応表

別紙2

～令和6年3月31日	確認の結果	令和6年4月1日～	書類の提出
通常規模型通所リハビリテーション費 (前年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人以下)	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人以下の場合	→ 通常規模型通所リハビリテーション費 【変更なし】	提出不要
	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超900人以下の場合	→ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)	要提出
	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 900人超の場合	→ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)	要提出
大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ) (前年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超900人以下)	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人以下の場合	→ 通常規模型通所リハビリテーション費	要提出
	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超900人以下の場合	→ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ) 【変更なし】	提出不要
	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 900人超の場合	→ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)	要提出
大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ) (前年度の1月当たりの平均利用延人員数 900人超)	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人以下の場合	→ 通常規模型通所リハビリテーション費	要提出
	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超900人以下の場合	→ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)	要提出
	令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 900人超の場合	→ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ) 【変更なし】	提出不要

※規模区分の特例を適用する(又はしている)場合は、適用後の規模区分と比較して、変更の必要性を確認してください。